

「貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理方針について」等の改正に対していただいたご意見と国土交通省の考え方

いただいたご意見	国土交通省の考え方
<p>○ 通達案については賛同します。なお、引き続いて申請者の負担軽減や要件緩和を図って頂きたい、以下のとおり要望いたします。</p> <p>①申請窓口機関の統一 海運、陸運（自動車、鉄道）、航空と輸送分野別に申請先が分かれており、物流全般を所管する行政機関が必要。特に地方運輸局、支局は細分されており、統一した組織が必要。旧態依然として、縦割り行政になっている。</p> <p>②申請添付書類の簡略化（互換性の確保） 新たな事業を取得申請する場合は、上記①の理由から同一書類の添付が必要となっており、互換による簡略化が必要。以前に許可・登録を受けた本社・営業所等に関する重複する添付書類は省略してほしい。 （例）内航海運第二種で許可を受けている事業者が鉄道第二種の変更認可を受ける場合において、本社・営業所・集配営業所が同一であっても、新たに位置図、平面図（求積図）、不動産登記簿謄本、宣誓書等を添付しなければならない。（注）下線は7月改正により不要となる書類 この例の場合は、事業計画及び集配事業計画の営業所及び集配営業所の「備考欄」に「内航海運に同じ」と記載すればよいと思われる。</p> <p>③添付書類の原本確認の廃止 登記簿謄本（写）、運送委託契約書（写）の原本確認をなくしてほしい。</p> <p>④営業所、集配営業所の設置義務の緩和 拠点港、拠点駅周辺には原則として自社の営業所及び集配営業所を置くことになっている。運送の完全履行及び運送におけるクレームや事故に即応できる組織体制を考慮しているものと思われるが、営業活動を阻害しているため緩和してほしい。運送は、近代的な通信手段と長年培った信頼のある運送会社との契約によって完全に履行できる。また、クレームや事故対応も然りであり、交通手段が便利となった現在では、自社の営業所を置かなくとも十分対応できると思われるため。</p>	<p>①について 地方運輸局において輸送機関ごとに所管する課が分かれていることについては、輸送機関の特性に応じて適切に審査を行うための事務分掌でありますのでご理解願います。</p> <p>②について 申請者負担の軽減のため、営業所等の見取図・平面図等の提出を不要とする改正を行ったところですが、更なる改善策について、引き続き検討をさせていただきますのでご理解願います。</p> <p>③について 登記簿謄本及び運送委託契約書については、一般の改正前より、原本ではなく写（コピー）の提出で可能と運用しています。</p> <p>④について 貨物自動車の適切な運行管理の拠点としての必要性のため、自社集配の場合には発地点に集配営業所を置かなければならないとしておりますのでご理解願います。（なお、営業所や他社集配の場合には、こうした必要性がないため、発地点に設置する必要はありません）</p> <p>個別の回答については以上のとおりですが、頂いたご意見も踏まえて、引き続き、さらなる業務改善の方策を検討させていただきますので、ご理解願います。</p>

